



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課）…………… 1
- 区営土地改良事業計画変更の認可（村づくり計画課）…………… 1
- 公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課）…………… 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 2

公 告

- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）…………… 2

教育委員会事項

- 沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則…………… 2

告 示

沖縄県告示第231号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年5月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 伊是名村土地改良区
- 2 認可年月日 令和6年5月9日

沖縄県告示第232号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、区営土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年5月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良事業を行う者の名称 今帰仁村土地改良区
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 今帰仁村土地改良区地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設・農業用道路）
- 3 認可年月日 令和6年5月14日

沖縄県告示第233号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、北大東村長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年5月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 北大東村地内（幕内地区）

- 2 公共測量を実施した期間 令和 5 年 10 月 19 日から令和 6 年 3 月 15 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第234号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 6 年 5 月 28 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮古島市平良字松原カアラ1180番13から1180番15まで、字松原アガリトウズヅコ1637番26から1637番28まで、1637番31
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 28 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・3・那4号 与儀公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

教 育 委 員 会 事 項

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 28 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第2号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立球陽高等学校の項中 「理数科 国際英語科」 を 「文理探究科」 に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 沖縄県立球陽高等学校の理数科及び国際英語科は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、令和 9 年 3 月 31 日までの間、なお存続するものとする。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
--	--